

議案第120号

静岡ヘリポート条例の一部改正について

静岡ヘリポート条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡ヘリポート条例の一部を改正する条例

静岡ヘリポート条例（平成15年静岡市条例第239号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「1,570円」を「1,600円」に、「3,140円」を「3,200円」に、「1,040円」を「1,060円」に、「620円」を「640円」に改める。

別表第2中「650円」を「660円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡ヘリポート条例（以下「新条例」という。）別表第2の規定は、利用期間がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にわたる利用に係る使用料について適用し、施行日の前日までに利用期間が満了する利用に係る使用料については、なお従前の例による。

（施行前の準備）

- 3 新条例別表第2の規定に基づく静岡ヘリポートの利用に係る使用料の徴収その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。